

北海道青少年育成運動推進指導員設置要領

公益財団法人北海道青少年育成協会

1 目 的

北海道の未来を担う青少年が、心身ともに健やかにたくましく成長することは、すべての道民の願いです。公益財団法人北海道青少年育成協会（以下「育成協」という。）は、本道における青少年育成運動が、行政との有機的連携のもとに、地域が一体となって全道一円で展開されるよう、その中核的推進者として、北海道総合振興局又は振興局（以下「総合振興局等」という。）・北海道教育庁教育局・市区町村にそれぞれ北海道青少年育成運動推進指導員（以下「推進指導員」という。）を設置します。

2 設 置 定 員

推進指導員は、次の定員に基づき設置します。

総合振興局等（青少年指導員）、教育局（社会教育主事）及び総合振興局等管内青年代表は各1名。札幌市は10名（各区1名）、旭川市・函館市は各3名、小樽市・苫小牧市・帯広市・釧路市は各2名、その他の市及び町村は各1名。

3 活 動 区 域

総合振興局等及び教育局在勤、並びに青年代表の推進指導員の活動区域は当該総合振興局等管内とし、市区町村の推進指導員の活動区域は、本人の居住する市町村（札幌市にあっては区）内とします。

4 委 嘱

(1) 推進指導員は、総合振興局等の長（以下「総合振興局長等」という。）、教育局長及び市区町村長から推薦のあった者について、育成協会長が委嘱します。

市町村長は、推進指導員の推薦に当たって、当該市町村教育委員会と協議し、次の各号のいずれかに該当する適任者を選考してください。

- ① 青少年育成市町村民会議、青少年育成協議会等の役員、又は青少年育成に関わりのある団体（子ども会育成会、PTA、青年団体、女性団体、町内会、自治会、社会福祉関係団体、防犯団体、暴力追放団体、生徒指導関係団体、NPO団体など）に所属し、青少年育成活動に携わっている者。
- ② 市町村における青少年の育成に関する委員の職にある者。
（例えば、社会教育委員、青少年問題協議会委員など）
- ③ 当該市町村を中心として、青少年活動を行っている者。
- ④ 全日本青少年育成アドバイザー連合会が主催する「青少年育成アドバイザー」として認定され、市町村において活動を行っている者。
- ⑤ 市町村の青少年行政で、青少年育成に関する指導を担当している職員。

(2) 委嘱の要件

委嘱時において、年齢が72歳以下であること。

(3) 推薦の手続き

育成協会長は、総合振興局長等、教育局長及び市区町村長に候補者の推薦を依頼します。依頼を受けた各長は、適任者を選考し、別記第1号様式により、総合振興局等を経由して育成協会長へ推進指導員候補者を推薦してください。

(4) 委嘱期間

- ① 推進指導員の委嘱期間は3か年とします。再選は妨げません。
- ② 任期中に、推進指導員の変更を必要とする事態が生じた場合、該当する総合振興局長等、教育局長及び市区町村長は後任候補者の推薦を行うものとします。この場合、新たに委嘱された推進指導員の委嘱期間（任期）は、前任者の残任期間とします。

(5) 身分証明書

推進指導員に対し、身分証明書を交付します。

5 推進指導員の役割

(1) 総合振興局等及び教育局在勤並びに青年代表の推進指導員

- ① 市町村推進指導員相互の連絡調整、関係行政機関と市町村民会議等との連携、青少年育成に関する研修等の指導助言を行い、市町村における青少年育成運動の充実に努めるものとします。また、青少年育成に必要な環境や条件の整備について、関係機関団体に対し働きかけを行うものとします。
- ② 総合振興局等管内における青少年団体（グループ、サークル含む）の、自主的な活動を支援するため、団体相互が連携できるよう努めるものとします。
- ③ 管内市町村の推進指導員等に、関係機関等からの情報を提供するものとします。

(2) 市区町村の青少年育成運動推進指導員

- ① 地域の人々に対し、青少年育成の必要性について啓発し、あわせて社会参加の気運を高めるものとします。
- ② 青少年育成運動の総合推進組織（青少年育成市町村民会議等）の結成に努めるとともに、その運営に協力するものとします。
- ③ 青少年育成運動の充実強化を図るため、育成協ほか関係機関等からの情報を関係者等に提供するものとします。
- ④ 市町村が行う青少年育成に係る事業に協力するものとします。

6 活動費

推進指導員には、活動費として年額6,000円を支給します。

なお、任期中に推進指導員の変更があった場合は、委嘱期間に応じ月割にした活動費を支給します。

7 活動の支援等

(1) 推進指導員の活動に資するため、年1回、総合振興局等ごとに研修を兼ねて青少年育成地域合同会議を開催します。

また、同じく年1回、研修の場として青少年育成運動活性化研究協議会を開催します。

この2つの会議の出席に要する経費については育成協が負担します。

(2) 安心して活動を行っていただくため、推進指導員会を加入者として事故等を補償する活動保険に加入します。

(3) 各地区の青少年育成運動推進指導員会等の活動について支援します。

(4) 各種研修会への参加を奨励します。

8 資料の提供

適宜指導資料等を提供します。

9 実績・報告等

推進指導員は、別記第2号様式による活動実績報告書を翌年3月20日までに、育成協会長にメールにより提出（市区町村の推進指導員は当該市区町村、青年代表の推進指導員は総合振興局等を經由）してください。

また、各地区の青少年育成運動推進指導員会等は、別記第3号様式による精算書を翌年2月末日までに、育成協会長にメールにより提出してください。